



HOME > 建設部 > 建設政策局建設管理課 > 北海道公共測量作業規程の変更について

## 北海道公共測量作業規程の変更について

測量法(昭和24年法律第188号)第33条第1項の規定に基づき、平成20年10月1日から適用している北海道公共測量作業規程を一部変更し、令和5年7月1日から適用することとなりましたのでお知らせします。

なお、変更後の北海道公共測量作業規程については、測量法第34条に定める作業規程の準則(平成20年国土交通省告示第413号、最終改正：令和5年3月31日国土交通省告示第250号)を引き続き準用することから、従前同様、次のとおり読替規定により取扱うこととしました。

### 記

北海道公共測量作業規程は、作業規程の準則(平成20年国土交通省告示第413号)を準用する。  
この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「北海道が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、「第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「平成20年4月1日」とあるのは「平成20年10月1日」と、それぞれ読み替えるものとする。

○平成20年5月23日 公共測量作業規程変更承認書はこちら

カテゴリ 入札制度等 >

## このページに関するお問い合わせ

建設部建設政策局建設管理課技術管理係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL：011-204-5589

FAX：011-232-6335

お問い合わせフォーム

最終更新日：2023年6月20日（火曜日）



お問合せ・相談窓口 | 庁舎のご案内 | サイトポリシー | 個人情報の取扱いについて | サイトマップ | 北海道のオープンデータの取組

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111（総合案内）  
一般的な業務時間：8時45分から17時30分（土日祝日および12月29日～1月3日はお休み）  
法人番号：7000020010006

